平成２２年（フ）第６５０号
広島市佐伯区海老園１丁目２番18―302号
債務者　米田　華江
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５７号
広島市南区東雲２丁目12番３―205号
債務者　土井　祥章
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６４号
広島市安佐南区川内２丁目３番32―１―103号　６号館
債務者　曽田　順子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６６号
広島市佐伯区三筋２丁目１番10号　105
債務者　吉本　優一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７１号
広島市安佐北区小河原町1069番地
債務者　川須宮ツヤコ
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７２号
広島市安佐北区小河原町1069番地
債務者　川須宮三千子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７３号
広島市東区温品２丁目14番11号
債務者　川須宮由美子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９９号
広島市安佐北区可部東３丁目40番７号
債務者　布施　憲一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０６号
広島市安芸区船越１丁目51番10号
債務者　角田　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０７号
広島市安芸区船越１丁目51番10号
債務者　角田　京子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１号
北海道苫小牧市三光町２丁目10番20号　ライフシャトー101
債務者　須藤　則夫（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市拓勇西町６丁目５番地の19
債務者　山畑　久美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第６６号
宮城県角田市毛萱字赤坂27番地
債務者　佐々木義宜
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第７９号
宮城県白石市緑が丘16番３号
債務者　木村　　亨
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９１号
宮城県加美郡色麻町四竈字二反田43番地　町営住宅２棟203号
債務者　佐々木佳代（旧姓関井）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
群馬県みどり市大間々町大間々1849番地
債務者　金子　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２２号
福井市新田塚２丁目58番17号
債務者　村田真由美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
福井県大野市陽明町４丁目507番地
債務者　近藤利恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係